

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 施設等区分(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

区 分	基 準
認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	①※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が1であること。 (2) 枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例第113条各号、枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例第76条各号に定める従業者の員数を置いていること。
認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	②※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が2であること。 (2) ①(2)に該当すること。
短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	③※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が1であること。 (2) 当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 (3) 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)にかかわらず、事業所の共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。 (一)事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。 (二)一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。 (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。 (5) 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うにあたって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。 (6) ①(2)に該当すること。 ◇短期利用認知症対応型共同生活介護費について 短期利用認知症対応型共同生活介護については、施設基準第34号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。 同号ハに規定する「短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は認知症介護実務者研修のうち「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。
短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	④※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が2であること。 (2) ③(2)から(6)に該当すること。

2 加算・減算

項目	必要書類
夜間勤務条件基準 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
職員の欠員による減算の 状況(介護従業者) (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	*減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成) ⑤資格者証の写し(介護職員を除く)
身体的拘束廃止取組の 有無 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
高齢者虐待防止措置実施 の有無 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
業務継続計画策定の有無 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
夜間支援体制加算 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46)
若年性認知症利用者受入 加算 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
利用者の入院期間中の 体制 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3)
看取り介護加算 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④看取り介護加算に係る届出書(別紙47)

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項目	必要書類
医療連携体制加算Ⅰ (認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(別紙48) ⑤【雇用する従業者により看護師を確保する場合】看護師の資格者証の写し(未提出分) 【病院等との連携により看護師を確保する場合】病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約書の写し ＊ 看護師の確保の方法に変更が生じた場合は、速やかに①・②・④・⑤の書類を提出してください。
医療連携体制加算Ⅱ (認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書(別紙48-2) ＊加算(Ⅱ)を算定する場合 ⑤【雇用する従業者により看護師を確保する場合】看護師の資格者証の写し(未提出分) 【病院等との連携により看護師を確保する場合】病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約書の写し ＊ 看護師の確保の方法に変更が生じた場合は、速やかに①・②・④・⑤の書類を提出してください。
認知症専門ケア加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	*認知症専門ケア加算を算定している場合、認知症チームケア推進加算は算定できません。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ⑤認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)
認知症チームケア推進加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	*認知症チームケア推進加算を算定している場合、認知症専門ケア加算は算定できません。 *「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」をご確認ください。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) ⑤認知症チームケア研修修了証の写し ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑦認知症介護実践リーダー研修修了証の写し(加算Ⅱの場合)
科学的介護推進体制加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	*「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 *「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
高齢者施設等感染対策向上加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙35)
生産性向上推進体制加算 (認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)	*「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」をご確認ください。 ①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙28)

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項目	必要書類
サービス提供体制強化加算 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-6) ⑤有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等
介護職員等処遇改善加算 ※ (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)は算定できなくなるため、加算(Ⅱ)への変更に係る届出が必要です。

3 (介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の届出を行う場合

項目	必要書類
短期利用認知症対応型共同 生活介護・介護予防短期 利用認知症対応型共同 生活介護の届出 (認知症対応型共同生活介護・介護 予防認知症対応型共同生活介護)	①連絡票、返信用封筒(郵送により届出する場合・欄外★参照) ②介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙 3-2) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-3) *本体事業所の届出と矛盾のないように記載ください ④短期利用認知症対応型共同生活介護確認表 ⑤認知症介護実務者研修のうち「専門課程」又は「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護 指導者養成研修」を修了していることを証する書類の写し ⑥運営規程(短期利用の項目を追加したもの)

4 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の 額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項につ いて(平成 18 年3月 31 日老計発第 0331005 号老振発 第 0331005 号老老発第 0331018 号)
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定 に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)	